

令和 6 年度
民間団体等奨学生
推薦候補者登録要項

大阪大学学生センター

目 次

登録申請にあたってと選考基準—————	<u>3 p</u>
民間団体等奨学生採用までの流れ—————	<u>4 p</u>
登録申請方法（受付期間・提出書類など）—————	<u>5 ～ 6 p</u>
学内選考について—————	<u>7 p</u>
推薦について—————	<u>7 p</u>
選考結果について—————	<u>7 p</u>
家庭状況調書（様式2）の記入上の注意事項—————	<u>8 ～ 10 p</u>
証明書類一覧—————	<u>11 ～ 13 p</u>
給与所得金額早見表—————	<u>14 ～ 15 p</u>
その他・問い合わせ先—————	<u>16 p</u>

地方公共団体及び民間団体による奨学金^(※1)は、学業優秀・品行方正でありながら、経済的理由により修学が困難な学生に対し、将来社会に貢献しうる人材を育成することを主目的とする、地方公共団体及び民間団体^(※2)による教育支援制度です。

※1 以下、「民間団体等奨学金」という。 ※2 以下、「団体」という。

【登録申請にあたって】

民間団体等奨学金は、学生から団体に直接応募する奨学金（直接応募）、大学へ推薦依頼がある奨学金（大学推薦）に分類されます。本要項は、大学推薦の奨学金への候補者登録に係るものです（直接応募の奨学金については、別表の奨学金一覧を参照のこと。）。

大学からの被推薦者は、学生センターに事前に登録申請した人（外国人留学生は除く。）の中から、学業成績基準を満たす者のうち、家計困窮度（日本学生支援機構の基準を準用）がより高い学生から優先して、支援内容がより手厚いと大学が判断する団体に選出しています。

奨学生に採用されると、在学中のみならず卒業後も団体との関係は続きます。

大阪大学から推薦されたという自覚を持ち、向学心をさらに高め、団体から求められる活動（団体主催の交流会、面談、研修会等への出席や、生活状況調書、成績表、奨学金受領書の提出など）を確実に積極的に行うという、奨学生としての義務を果たさなければなりません。

これらの義務を怠った場合、辞退や採用取り消しとなる場合もあり、また今後の本学からの推薦の信頼度を落とし、今後の後輩の採用に影響を及ぼす可能性があることから、大学からの被推薦者にはこれらのことを行える人を選考します。

民間団体等奨学金を希望する場合は、この要項を熟読し、学生センターからの連絡・指示には迅速・適切に対応が必要であること及び団体が定める奨学生としての義務を果たさなければならないことを十分に理解した上で、登録申請してください。

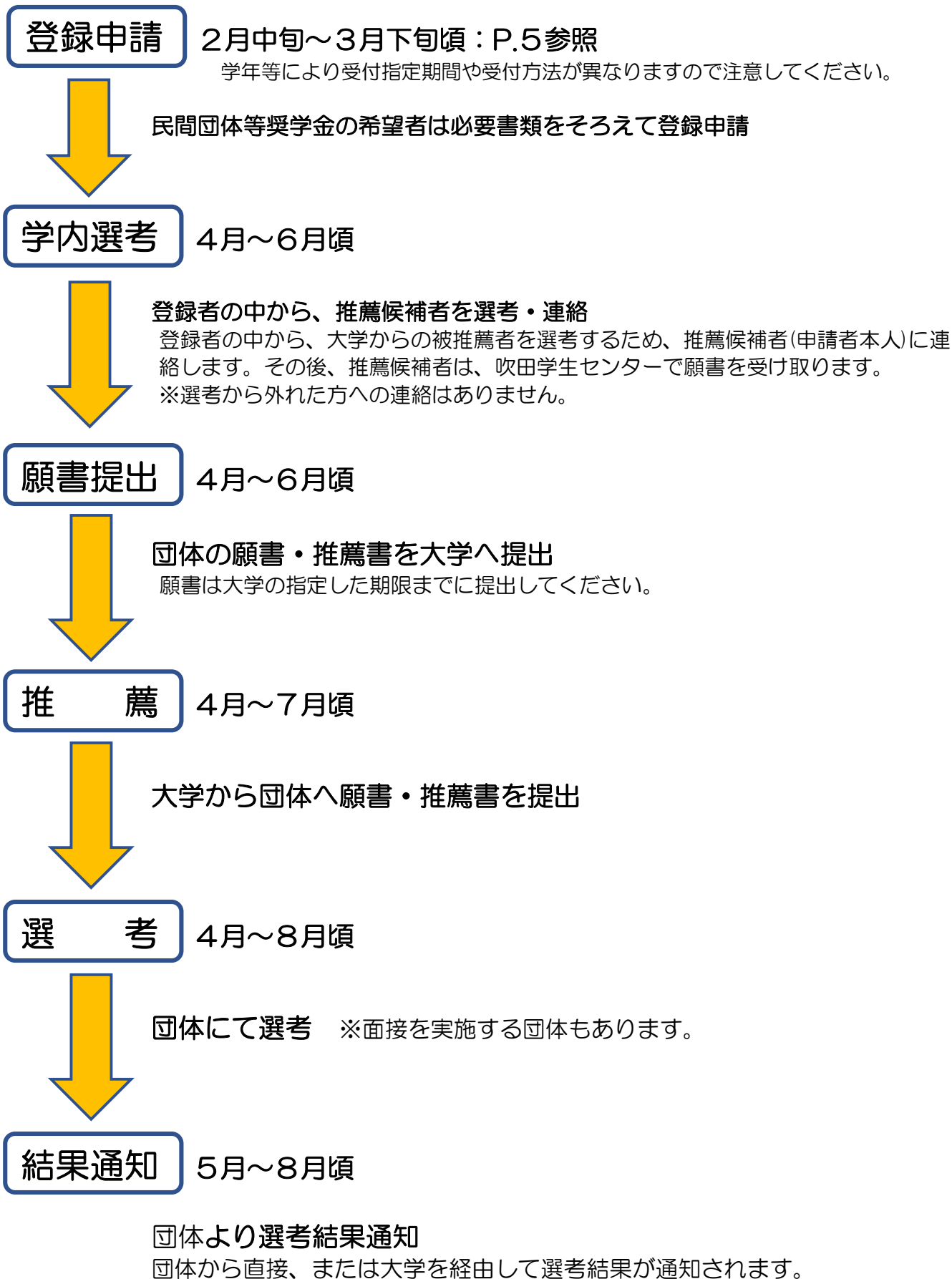
※注意※ 以下の方は、登録申請の対象となりません。

- ・外国人留学生の方
 - ・学業成績不振による留年等で最短修業年限を超えた方
 - ・海外留学のための修学援助を受けようとする方
- （新入生は入学後、KOAN 掲示板の『海外留学』を参照。）

【選考基準】

1. 学業成績基準を満たす者のうち、家計困窮度（日本学生支援機構の基準を準用。）がより高い学生から優先して、支援内容がより手厚いと大学が判断する団体に推薦する。
2. 成績計算表（様式3）により算出した平均値が3.5以上
3. **大学から推薦できるのは原則、1人1団体。**

【民間団体等奨学生採用までの流れ】



【登録申請方法】

●申請受付期間

対象：在学生・大学院新1年生・学部新入生（編入学）	
受付期間	令和6年2月15日(木)～3月7日(木)17:00まで（土日祝日を除く）

※ただし、合格発表日が上記の期間中もしくは、期間より後の日程の研究科に入学する方については、合格発表日から（発表日を含めて）4日後の消印有効とします（学内BOXへの投函についても、合格発表日から4日後の17:00まで。）。

対象：学部新1年生	
受付期間	令和6年3月13日(水)～3月25日(月)17:00まで（土日祝日を除く）

※受付期間を過ぎての登録申請は、いかなる事由があってもできません※

●受付方法(全学生共通)

学内に設置のBOXへ投函または郵送受付

◇学内BOXへの投函の場合（受付最終日の17:00まで）※期限厳守

学内BOX設置場所

- ・吹田キャンパス 吹田学生センター（ICホール1階）玄関前BOX
- ・豊中キャンパス 学生交流棟2階豊中学生センター入口左側
- ・箕面キャンパス 箕面学生センター（外国学研究講義棟2階）ホワイエ階段付近

※封筒に、**学籍番号、カナ氏名及び「民間登録申請」**と記入し、投函してください。

◇郵送の場合（受付最終日の消印有効）

郵送方法

【提出書類】に記載の必要書類を吹田学生センターへ郵送

※封筒に「民間団体等奨学生推薦候補者登録願在中」と朱書きし、**必ずレターパックライトまたは簡易書留で送付**してください。

〔送付先〕〒565-0871 吹田市山田丘1-1 大阪大学吹田学生センター

●提出書類（在学生・新入生共通）

1：民間団体等奨学生推薦候補者登録願（様式1）
2：家庭状況調書（様式2）
3：成績計算表（様式3）（学部新1年生は不要）※最終提出期限3月25日(月)
4：民間団体等奨学生推薦候補者登録チェックリスト（様式6）
5：成績証明書（P.11参照）
6：家計に関する証明書類（P.12～13参照）

受付期間内に提出が難しい書類がある場合でも、（様式1）及び（様式2）については、必ず受付期間内に提出してください。

受付期間内に（様式1）及び（様式2）の提出がない場合は受け付けできません。

※必ず申請者本人が各書類を記入してください（本人以外が記入した場合、登録の対象となりません。）。

※提出された書類に関して、不備や確認が必要な事項が見つかった場合は、受付後でも追加書類の提出を求めたり、事実確認を行ったりしますので、大学から問い合わせがあった場合は速やかに対応してください。

※書類の確認ができない場合は、選考の対象外となりますのでご注意ください。

※理由によらず、提出書類の返却はいたしません。

この登録は令和6年度限り有効です。なお、登録申請しても必ず推薦されるとは限りません。

◎その他注意事項◎

○日本学生支援機構の奨学金を給付、もしくは貸与の方でも登録申請は可能ですが、団体によっては併給（日本学生支援機構と併せて受給すること）が出来ないところもあるため、採用された場合は特別な事情がない限り辞退することになります。

○登録申請後、家庭状況が急変した場合は、速やかに吹田学生センターにメールにて申し出てください。

○登録申請後、KOAN 掲示板で掲示されたもの（臨時募集など）に応募を希望する場合や、「他の団体へ応募した」「他の団体から採用された」などがありましたら、その都度、吹田学生センターにメールにて申し出てください。

○本人の収入で生計を立てている独立生計者であっても、民間団体等奨学金においては、原則として、父母等の扶養家族となっていることを前提とするため、本人が父母の扶養家族でない場合も生計を同一にしていると考えます。

登録申請後、奨学金が不要となった場合は速やかにその旨を連絡してください。

連絡なく、選考・推薦後に辞退すると他の民間団体等奨学金希望者に多大な迷惑がかかりますので、十分留意してください。

【学内選考について】

学内選考は、原則として、日本学生支援機構の家計基準及び成績基準を準用しています。成績基準を満たす申請者のうち、家計の状況等により決定します。なお、家計基準あるいは成績基準を定めている団体については、その基準により決定し、順次推薦候補者を選出していきますので、希望の団体を本人が選択することはできません。

特別の事情がない限り家族総収入金額が1千万円を超える場合は、選考される確率が極めて低くなりますのでご承知おきください。

※団体の募集は、4月下旬から6月頃にかけて集中します。この時期を過ぎても吹田学生センターから連絡がない場合は、大学からの推薦候補者となる可能性は低くなりますのでご留意ください。

※大学に募集案内がある奨学金は、別表をご参照ください。

【推薦について】

1. 登録者の中から推薦候補者を選び、申請者本人に電話またはメールで連絡します。
※連絡が取れない場合は、推薦候補者から外れる場合があります。
2. 推薦候補者に選ばれたら、吹田学生センターまで団体の所定の願書の受け取り及び説明を受けにお越しいただきます。
3. 必要書類（願書など）を指定する期日までに吹田学生センターまで提出してください。
※指定期日を厳守できない場合、他の推薦候補者及び大学に不利益を与えることに留意してください。

【選考結果について】

選考については、団体へ書類を提出後に団体が行うため、大学から推薦されたとしても、必ずしも採用されるとは限りませんのでご留意ください。

選考結果は、団体から大学へ通知がありましたら都度、メールにてご連絡します。もしくは、団体から直接本人へ通知がある場合もあります（募集要項などをご確認ください）。

【家庭状況調書（様式2）の記入上の注意事項】

○令和6年4月1日現在の情報で記入してください。

◆続柄・氏名・年齢

- ・申込者と同一生計の方は全員記入。
- ・別居独立の生計を営む兄弟姉妹や、別居独立の生計を営む祖父母等の記入は不要です。

同一生計とは…父母と同居している家族、同居・別居問わず父母（それに代わって家計を支える者）の所得により生計を共にしている扶養親族のことをいいます。

※注）源泉徴収票または確定申告書に、令和6年4月1日現在において同一生計でない兄弟姉妹等が含まれている場合は、家庭状況調書（様式2）の余白に該当者の氏名、続柄、具体的な事由（例：令和5年10月就職により転居・別生計）を記載願います。

◆職業等

会社員、パート、食品小売業、小学校教諭等、具体的に記入してください。

◆収入・売上金額A、控除額（給与所得者）・必要経費（事業所得者）B、所得金額A－B

- ・父母または父母に代わって家計を支えている方のみ記入。
- ・同一人で複数の所得がある場合は、所得の種類ごと（給与、事業（営業等）、事業（農業）、不動産、配当、公的年金等、他）に記入。
- ・各世帯員の収入金額の1万円未満は切り捨てて記入。
- ・令和5年1月2日以降に就職や転職した場合は、年収見込み証明書（令和6年4月1日から令和7年3月31日）または、給与明細（最近3カ月分）を基に年間所得を算出して記入。

ボーナスがある場合：平均月額（給与明細の支給額（控除前）－通勤手当）×1.5

ボーナスがない場合：平均月額（給与明細の支給額（控除前）－通勤手当）×1.2

【給与所得者（年金受給者含む）】

〔A欄〕令和5年分の源泉徴収票の支払金額を記入（千円以下切り捨て）。

同一人で2つ以上の給与収入がある場合は、各支払金額の合算額を記入すること。

〔B欄〕自動計算。（A欄の金額をP.14～15の「給与所得金額早見表」の「収入金額」に当てはめて算出したもの。）

※父母のうち、収入が多い方のみP.14の給与所得金額早見表「主たる家計支持者（給与収入が多い者）」に基づき記入し、それ以外の給与所得者（父母のうち収入が少ない方等）はP.15の「従たる家計支持者（収入が少ない者）」に基づき記入してください。

【給与所得以外の所得者】

1. 商業、工業、農業等に従事している場合は、確定申告書（控）から収入・所得金額を転記してください。
2. 所得金額がマイナスの場合は「0」を記入してください。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払者 （受給者番号） 0000000001 （氏名） ショウガク イチロウ （役職名）		氏名																																													
吹田市山田丘1番1号																																															
<table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th colspan="3">支払金額</th> <th colspan="3">給与所得控除後の金額</th> <th colspan="3">所得控除の額の合計額</th> <th colspan="2">源泉徴収額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>内 百 万</th> <th>千</th> <th>円</th> <th>内 百 万</th> <th>千</th> <th>円</th> <th>内 百 万</th> <th>千</th> <th>円</th> <th>内 百 万</th> <th>千 円</th> </tr> <tr> <td>給与・賞与</td> <td>8</td> <td>309</td> <td>654</td> <td>6</td> <td>278</td> <td>688</td> <td>3</td> <td>072</td> <td>448</td> <td></td> <td>320, 600</td> </tr> </table>												種別	支払金額			給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収額			内 百 万	千	円	内 百 万	千	円	内 百 万	千	円	内 百 万	千 円	給与・賞与	8	309	654	6	278	688	3	072	448		320, 600
種別	支払金額			給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収額																																					
	内 百 万	千	円	内 百 万	千	円	内 百 万	千	円	内 百 万	千 円																																				
給与・賞与	8	309	654	6	278	688	3	072	448		320, 600																																				
控除対象配偶者 の有無等	配偶者特別 控除の額	扶養親族の数 （配偶者を除く） 特定 老人 その他			障害者の数 （本人を除く） 特別 その他		社会保険料 等の金額		生命保険料 の控除額	地震保険料 の控除額	住宅借入金等 特別控除の額																																				
有 無	千 円	人 人 人	人 人 人	人 人 人	人 人 人	人 人 人	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円																																				
		3	1				899, 448	50, 000	3, 000																																						
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額 円 国民年金保険料等の金額 円 介護医療保険料の金額 円 (母)夏子(長男)太郎(二男)次郎(長女)桜																																															
							配偶者の合計所得		新設個人年金保険料の金額																																						
							新生命保険料の金額		旧個人年金保険料の金額																																						
							旧生命保険料の金額		旧長期償還者保険料の金額																																						
扶 未 外 死 災 乙 本人均給付者 寡婦 勤勞学生 養 成 国 亡 害 種 特 そ 一 特 寡 勞 護 年 人 退 害 欄 別 の 般 別 夫 生 済 者 者 退 者							中途就・退職		受給者生年月日																																						
							就職 退職 年 月 日		明 大 昭 平 年 月 日																																						
支払者 住所(居所) 又は所在地 氏名又は名称																																															

(様式2)

就学者を除く家	続柄	生計維持	氏 名	年齢	職業等	種別	収入・売上金額 A (税込) 万円	控除額（給与所得者） 必要経費（事業所得者） B 万円	所得金額 C(A-B)（税込）万円
	父	主	奨学 一郎	54	会社員	給与	830	408	422
母	従	奨学 春子	53	パート	給与	父と同様に記入。収入がなければ、“0”を記入。			

令和05年分の所得税の確定申告書B

[illegible]

自動計算されます。(様式2)

就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	職業等	種別	収入・売上金額		所得金額
						A (税込) 万円	B 万円	
父主	奨学一郎	54	家具販売	給与以外	事業 (営業等)	777	629	148
			アパート経営		不動産	120	120	0

【同一生計の家族について】

◆就学者（本人を除く）

『就学者』欄に記入するもの

小学校・中学校	特別支援学校を含む
高等学校	通信制、専攻科、特別支援学校を含む
高等専門学校	専攻科を含む
大学	大学院、短期大学、大学・短大の専攻科 大学・短大・大学院の通信制を含む 放送大学の全科履修生を含む
専修学校	高等課程、専門課程のみ

就学者に含めないもの（『就学者を除く家族』欄に記入するもの）

専修学校（一般課程）
大学等の科目等履修生・聴講生・研究生、放送大学の科目履修生、選科履修生
各種学校（予備校、職業訓練学校等）、語学学校

- ・令和6年4月1日現在、在学する学校について、設置者、学校種別、通学別、確定未定の別のそれぞれの該当するものを選択してください。
- ・放送大学の全科履修生、海外の大学は私立大学生としてください。
- ・受験等により令和6年4月現在の進路が確定していない場合は、「続柄」「氏名」「年齢」のみ記入し、「確定未定の別」は「未定」を選択してください。また、進路が確定次第「進学先」について吹田学生センターに連絡してください。

※確定の連絡があるまでは選考の対象になりませんので、連絡を忘れないようご注意ください。

◆本人

通学区分について該当する方に○を付けてください。

【特別控除される項目について】

以下の項目に該当し、控除を受けようとする場合は○を付け、合わせて必要書類を提出してください。
(P.12～13参照)

母子、父子世帯	母または父と、就学者・18才未満の子および60歳以上の経済力のない祖父母で構成される世帯
障がい者がいる世帯	障がいのある方（障がい者手帳の交付を受けた方、公害疾病の認定を受けた方でかつ当該公害による障がいのある方、常に就床を要し介護を要する方等）がいる世帯
主たる家計支持者が別居している世帯	主たる家計支持者が単身赴任によって別居している世帯で、別居により特別に住居費、光熱・水道費、家具・家事用品の出費がある場合
長期療養者がいる世帯	申請時において、6カ月以上にわたる期間療養中の方、または療養を必要と認められた方がいる世帯
火災・風水害または盗難などの被害を受けた世帯	令和5年1月から申請時までには被害を受けたために、支出の増大や収入の減少により、将来長期（2年以上）にわたり著しく困窮する場合

【証明書類一覧】

●全員が提出するもの

1. 本人の成績証明書

学部	新1年	高等学校の調査書（厳封されているものは開封せずに提出）
	新2年以上	学部の成績証明書
大学院	新1年	前の課程の成績証明書 例：博士前期課程新1年 → 学部の成績証明書
	新2年以上	現在の課程の成績証明書 例：博士前期課程新2年 → 博士前期課程の成績証明書

※外国の大学等の成績証明書で、日本語以外で記載されているものについては、必ず和訳したものを添付してください。

※履修した全ての科目（教職課程等の卒業の要件とならない科目や、認定・合格判定の科目を除く）の成績が揃っていない場合は、チェックリスト(様式6)に「後日提出」の旨記載し、成績計算書（様式3）とともに3月25日までに提出してください。提出されるまでは、選考の対象になりませんので、ご注意ください。

※成績証明書を発行する課程に転入学・編入学した場合は、前所属及び現所属の両方の成績証明書を提出してください。

例：他大学から外国語学部3年に編入学し、4月時点で学部4年生の場合、大阪大学の成績証明書と編入学前に在籍の大学の成績証明書の両方が必要。

2. 最新の課税証明書（所得証明書）※原本提出（コピー不可）

生計を共にしている家族全員分の課税（所得）証明書

※本人、就学者、未就学児の分は不要です。

※別居独立の生計を営む兄弟姉妹や別居独立の生計を営む祖父母の分は不要です。

※市区町村役場で発行されます。必ず所得控除の内訳（配偶者控除・扶養控除・所得控除額等）が記載されたものを請求してください。所得証明書が発行されない場合は「非課税証明書」を提出してください。

●該当者がいる場合に提出するもの

所得証明書の他、以下の「区分」に該当する場合は、その証明書類も必ず提出してください。パート勤務の場合も必ず提出してください。

※（写）となっている提出書類は、すべて A 4 サイズに統一してください。

区分	必要書類	発行場所等
給与所得者	◇最新の源泉徴収票(写)	勤務先
給与以外の収入がある者 又は 複数の収入がある者	◇最新の確定申告書の控の第一表・第二表(写) ※受付印のあるもの（電子申告の場合は受付番号が記載されたもの） 事業、不動産、農業等の所得がある場合は、その収入や経費の内訳が確認できる書類（収支内訳書・青色申告決算書）も提出してください。	
退職（予定）者 ※申請前 6 カ月程度	◇退職（予定）証明書(写) （退職の事実が確認できる書類）	勤務先
失業給付金受給者	◇雇用保険受給資格者証（写） ※両面：支給日数と支給日額が明記されていること。	ハローワーク
令和 5 年の途中及び 令和 6 年の就職・転職者	◇年収見込証明書 （令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日分） ※余白に年収推定金額の計算式を明記してください。 給与明細書の場合の推定計算式 ボーナス有：平均月額〔支給額(控除前)－通勤手当〕× 1 5 ボーナス無：平均月額〔支給額(控除前)－通勤手当〕× 1 2	勤務先 ※会社の公印が押印されていれば、書式に指定はありません。
恩給・老齢年金・遺族年金・ 障害年金	◇直近の決定（改定）通知書(写) ◇直近の振込通知書(写) ※余白に 1 年間の振込回数と年額を明記してください。 なければ、最新の年金所得の源泉徴収票	都道府県保険課 市区町村役場 日本年金機構 等
生活保護の認定を受けている場合	◇保護決定（変更）通知(写)	都道府県 市町村役場
児童扶養手当等受給者	◇児童扶養手当証明書等(写)	
母子・父子世帯	上記必要書類等（課税(所得)証明書、源泉徴収票、遺族年金の振込通知書(写)、児童扶養手当証明書(写)）で母子父子世帯であることがわかる場合は不要ですが、これらの書類でわからない場合は、この他にも証明する書類を要請する場合があります。	
障がい者がいる世帯	◇身体障がい者手帳(写)	都道府県または市

区分	必要書類	発行場所等
主たる家計支持者が 別居している世帯 (単身赴任等)	◇様式4：別居経費算出表 ◇住居費・光熱水道費の領収書(写) (令和5年2月分～令和6年1月分) ※ガス、電気等の「使用量のお知らせ」では代用できません。 ※必ず月毎に並べてください。	電気・ガス会社等 勤務先等
長期療養者がいる世帯	◇様式5：療養費算出表 ◇医師等の診断書(写) ◇介護保険被保険者証(写) ◇経常的に特別の支出をしている金額を証明する領収書(写)等 (令和5年2月分～令和6年1月分) ◇生命保険の入院給付金、休職等に伴う傷病手当金がある場合は、支給額、支給日を証明するもの(写) ◇高額療養費支給通知書(写)注領収書(写)については、診断書ごとにまとめ、提出してください。 診断書(写)の無いものについては、領収書(写)提出不可	医療機関 市区町村 薬局 等
火災・風水害等の 被害を受けた世帯 (令和5年1月から 申請時までの被害)	◇罹災(被災)証明書(写) ◇被災額および損害保険金等により補償される金額を明らかにする書類	消防署市区町村役場等

◎その他の注意事項◎

- * 親類等から生活援助を受けている場合やアルバイト等で証明書が発行されない場合は、本人の申立書（A4サイズ、様式は任意、署名・押印したもの）を必ず提出してください。
- * 源泉徴収票・給与明細書・年金所得の源泉徴収票は、以下のとおりコピーしてください。
 - ・原本がA4サイズより小さい場合は、A4サイズの用紙に原寸大(等倍)コピー
 - ・原本がA4サイズより大きい場合は、A4サイズの用紙に縮小コピー
 (原本を提出する場合は、A4サイズの白紙に剥がれないように貼付してください。)
- * 公的機関が発行する書類は、**マイナンバーの記載がないもの**を提出してください。
- * 家庭状況調書に記入した事柄、特に記入した数字については、どの証明書から転記したかなど説明が必要な場合は、メモ紙や付箋に記入して提出してください(所得証明書と源泉徴収票、確定申告書控等の金額が大きく違う場合は、後日説明を求めることがあります。)

※理由によらず、提出書類は返却しませんのでご了承ください。

給与所得金額早見表

給 与 所 得 金 額 早 見 表(主たる家計支持者)(給与収入が多い者)																																			
(単位:万円)																																			
収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額
1	1	0	309	276	33	359	286	73	409	297	112	459	312	147	509	327	182	559	342	217	609	357	252	659	372	287	709	387	322	759	402	357	809	408	401
			310	276	34	360	286	74	410	297	113	460	312	148	510	327	183	560	342	218	610	357	253	660	372	288	710	387	323	760	402	358	810	408	402
			311	276	35	361	286	75	411	297	114	461	312	149	511	327	184	561	342	219	611	357	254	661	372	289	711	387	324	761	402	359	811	408	403
			312	276	36	362	286	76	412	298	114	462	313	149	512	328	184	562	343	219	612	358	254	662	373	289	712	388	324	762	403	359	812	408	404
			313	277	36	363	287	76	413	298	115	463	313	150	513	328	185	563	343	220	613	358	255	663	373	290	713	388	325	763	403	360	813	408	405
268	268	0	314	277	37	364	287	77	414	298	116	464	313	151	514	328	186	564	343	221	614	358	256	664	373	291	714	388	326	764	403	361	814	408	406
			315	277	38	365	287	78	415	299	116	465	314	151	515	329	186	565	344	221	615	359	256	665	374	291	715	389	326	765	404	361	815	408	407
			316	277	39	366	287	79	416	299	117	466	314	152	516	329	187	566	344	222	616	359	257	666	374	292	716	389	327	766	404	362	816	408	408
			317	277	40	367	287	80	417	299	118	467	314	153	517	329	188	567	344	223	617	359	258	667	374	293	717	389	328	767	404	363	817	408	409
			318	278	40	368	288	80	418	299	119	468	314	154	518	329	189	568	344	224	618	359	259	668	374	294	718	389	329	768	404	364	818	408	410
269	268	1	319	278	41	369	288	81	419	300	119	469	315	154	519	330	189	569	345	224	619	360	259	669	375	294	719	390	329	769	405	364	819	408	411
270	268	2	320	278	42	370	288	82	420	300	120	470	315	155	520	330	190	570	345	225	620	360	260	670	375	295	720	390	330	770	405	365	820	408	412
271	268	3	321	278	43	371	288	83	421	300	121	471	315	156	521	330	191	571	345	226	621	360	261	671	375	296	721	390	331	771	405	366	821	408	413
272	268	4	322	278	44	372	288	84	422	301	121	472	316	156	522	331	191	572	346	226	622	361	261	672	376	296	722	391	331	772	406	366	822	408	414
273	269	4	323	279	44	373	289	84	423	301	122	473	316	157	523	331	192	573	346	227	623	361	262	673	376	297	723	391	332	773	406	367	823	408	415
274	269	5	324	279	45	374	289	85	424	301	123	474	316	158	524	331	193	574	346	228	624	361	263	674	376	298	724	391	333	774	406	368	824	408	416
275	269	6	325	279	46	375	289	86	425	302	123	475	317	158	525	332	193	575	347	228	625	362	263	675	377	298	725	392	333	775	407	368	825	408	417
276	269	7	326	279	47	376	289	87	426	302	124	476	317	159	526	332	194	576	347	229	626	362	264	676	377	299	726	392	334	776	407	369	826	408	418
277	269	8	327	279	48	377	289	88	427	302	125	477	317	160	527	332	195	577	347	230	627	362	265	677	377	300	727	392	335	777	407	370	827	408	419
278	270	8	328	280	48	378	290	88	428	302	126	478	317	161	528	332	196	578	347	231	628	362	266	678	377	301	728	392	336	778	407	371	828	408	420
279	270	9	329	280	49	379	290	89	429	303	126	479	318	161	529	333	196	579	348	231	629	363	266	679	378	301	729	393	336	779	408	371	829	408	421
280	270	10	330	280	50	380	290	90	430	303	127	480	318	162	530	333	197	580	348	232	630	363	267	680	378	302	730	393	337	780	408	372	830	408	422
281	270	11	331	280	51	381	290	91	431	303	128	481	318	163	531	333	198	581	348	233	631	363	268	681	378	303	731	393	338	781 収入金額	831	408	423		
282	270	12	332	280	52	382	290	92	432	304	128	482	319	163	532	334	198	582	349	233	632	364	268	682	379	303	732	394	338	782 収入以上	832	408	424		
283	271	12	333	281	52	383	291	92	433	304	129	483	319	164	533	334	199	583	349	234	633	364	269	683	379	304	733	394	339	783 収入 -408万円	833	408	425		
284	271	13	334	281	53	384	291	93	434	304	130	484	319	165	534	334	200	584	349	235	634	364	270	684	379	305	734	394	340	784	408	376	834	408	426
285	271	14	335	281	54	385	291	94	435	305	130	485	320	165	535	335	200	585	350	235	635	365	270	685	380	305	735	395	340	785	408	377	835	408	427
286	271	15	336	281	55	386	291	95	436	305	131	486	320	166	536	335	201	586	350	236	636	365	271	686	380	306	736	395	341	786	408	378	836	408	428
287	271	16	337	281	56	387	291	96	437	305	132	487	320	167	537	335	202	587	350	237	637	365	272	687	380	307	737	395	342	787	408	379	837	408	429
288	272	16	338	282	56	388	292	96	438	305	133	488	320	168	538	335	203	588	350	238	638	365	273	688	380	308	738	395	343	788	408	380	838	408	430
289	272	17	339	282	57	389	292	97	439	306	133	489	321	168	539	336	203	589	351	238	639	366	273	689	381	308	739	396	343	789	408	381	839	408	431
290	272	18	340	282	58	390	292	98	440	306	134	490	321	169	540	336	204	590	351	239	640	366	274	690	381	309	740	396	344	790	408	382	840	408	432
291	272	19	341	282	59	391	292	99	441	306	135	491	321	170	541	336	205	591	351	240	641	366	275	691	381	310	741	396	345	791	408	383	841	408	433
292	272	20	342	282	60	392	292	100	442	307	135	492	322	170	542	337	205	592	352	240	642	367	275	692	382	310	742	39							

給 与 所 得 金 額 早 見 表(従 たる 家 計 支 持 者)(給与収入が少ない者)																														(単位: 万円)						
収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額	収入 金額	控除 額	所得 金額	
60	60	0	110	65	45	160	65	95	210	81	129	260	96	164	310	111	199	360	126	234	410	136	274	460	146	314	510	156	354	収入金額が						
61	61	0	111	65	46	161	65	96	211	81	130	261	96	165	311	111	200	361	126	235	411	136	275	461	146	315	511	156	355	660 万円以下の場合						
62	62	0	112	65	47	162	65	97	212	82	130	262	97	165	312	112	200	362	126	236	412	136	276	462	146	316	512	156	356							
63	63	0	113	65	48	163	65	98	213	82	131	263	97	166	313	112	201	363	127	236	413	137	276	463	147	316	513	157	356	収入金額×0.2+54万円						
64	64	0	114	65	49	164	66	98	214	82	132	264	97	167	314	112	202	364	127	237	414	137	277	464	147	317	514	157	357	= 控 除 額						
65	65	0	115	65	50	165	66	99	215	83	132	265	98	167	315	113	202	365	127	238	415	137	278	465	147	318	515	157	358							
66	65	1	116	65	51	166	66	100	216	83	133	266	98	168	316	113	203	366	127	239	416	137	279	466	147	319	516	157	359							
67	65	2	117	65	52	167	67	100	217	83	134	267	98	169	317	113	204	367	127	240	417	137	280	467	147	320	517	157	360							
68	65	3	118	65	53	168	67	101	218	83	135	268	98	170	318	113	205	368	128	240	418	138	280	468	148	320	518	158	360							
69	65	4	119	65	54	169	68	101	219	84	135	269	99	170	319	114	205	369	128	241	419	138	281	469	148	321	519	158	361							
70	65	5	120	65	55	170	68	102	220	84	136	270	99	171	320	114	206	370	128	242	420	138	282	470	148	322	520	158	362	収入金額が						
71	65	6	121	65	56	171	68	103	221	84	137	271	99	172	321	114	207	371	128	243	421	138	283	471	148	323	521	158	363	660 万円を超え						
72	65	7	122	65	57	172	69	103	222	85	137	272	100	172	322	115	207	372	128	244	422	138	284	472	148	324	522	158	364	1000 万円以下の場合						
73	65	8	123	65	58	173	69	104	223	85	138	273	100	173	323	115	208	373	129	244	423	139	284	473	149	324	523	159	364							
74	65	9	124	65	59	174	70	104	224	85	139	274	100	174	324	115	209	374	129	245	424	139	285	474	149	325	524	159	365	収入金額×0.1+120万円						
75	65	10	125	65	60	175	70	105	225	86	139	275	101	174	325	116	209	375	129	246	425	139	286	475	149	326	525	159	366	= 控 除 額						
76	65	11	126	65	61	176	70	106	226	86	140	276	101	175	326	116	210	376	129	247	426	139	287	476	149	327	526	159	367							
77	65	12	127	65	62	177	71	106	227	86	141	277	101	176	327	116	211	377	129	248	427	139	288	477	149	328	527	159	368							
78	65	13	128	65	63	178	71	107	228	86	142	278	101	177	328	116	212	378	130	248	428	140	288	478	150	328	528	160	368							
79	65	14	129	65	64	179	72	107	229	87	142	279	102	177	329	117	212	379	130	249	429	140	289	479	150	329	529	160	369							
80	65	15	130	65	65	180	72	108	230	87	143	280	102	178	330	117	213	380	130	250	430	140	290	480	150	330	530	160	370	収入金額が						
81	65	16	131	65	66	181	72	109	231	87	144	281	102	179	331	117	214	381	130	251	431	140	291	481	150	331	531	160	371	1000 万円を超え						
82	65	17	132	65	67	182	73	109	232	88	144	282	103	179	332	118	214	382	130	252	432	140	292	482	150	332	532	160	372	1500 万円以下の場合						
83	65	18	133	65	68	183	73	110	233	88	145	283	103	180	333	118	215	383	131	252	433	141	292	483	151	332	533	161	372							
84	65	19	134	65	69	184	73	111	234	88	146	284	103	181	334	118	216	384	131	253	434	141	293	484	151	333	534	161	373	収入金額×0.05+170万円						
85	65	20	135	65	70	185	74	111	235	89	146	285	104	181	335	119	216	385	131	254	435	141	294	485	151	334	535	161	374	= 控 除 額						
86	65	21	136	65	71	186	74	112	236	89	147	286	104	182	336	119	217	386	131	255	436	141	295	486	151	335	536	161	375							
87	65	22	137	65	72	187	74	113	237	89	148	287	104	183	337	119	218	387	131	256	437	141	296	487	151	336	537	161	376							
88	65	23	138	65	73	188	74	114	238	89	149	288	104	184	338	119	219	388	132	256	438	142	296	488	152	336	538	162	376							
89	65	24	139	65	74	189	75	114	239	90	149	289	105	184	339	120	219	389	132	257	439	142	297	489	152	337	539	162	377							
90	65	25	140	65	75	190	75	115	240	90	150	290	105	185	340	120	220	390	132	258	440	142	298	490	152	338	540	162	378	収入金額が						
91	65	26	141	65	76	191	75	116	241	90	151	291	105	186	341	120	221	391	132	259	441	142	299	491	152	339	541	162	379	1500 万円を超える場合						
92	65	27	142	65	77	192	76	116	242	91	151	292	106	186	342	121	221	392	132	260	442	142	300	492	152	340	542	162	380							
93	65	28	143	65	78	193	76	117	243	91	152	293	106	187	343	121	222	393	133	260	443	143	300	493	153	340	543	163	380	収入金額-245万円						
94	65	29	144	65	79	194	76	118	244	91	153	294	106	188	344	121	223	394	133	261	444	143	301	494	153	341	544	163	381	= 控 除 額						
95	65	30	145	65	80	195	77	118	245	92	153	295	107	188	345	122	223	395	133	262	445	143	302	495	153	342	545	163	382							
96	65	31	146	65	81	196	77	119	246	92	154	296	107	189	346	122	224	396	133	263	446	143	303	496	153	343	546	163	383							
97	65	32	147	65	82	197	77	120	247	92	155	297	107	190	347	122	225	397	133	264	447	143	304	497	153	344	547	163	384							
98	65	33	148	65	83	198	77	121	248	92	156	298	107	191	348	122	226	398	134	264	448	144	304	498	154	344	548	164	384							
99	65	34	149	65	84	199	78	121	249	93	156	299	108	191	349	123	226	399	134	265	449	144	305	499	154	345	549	164	385							
100	65	35	150	65	85	200	78	122	250	93	157	300	108	192	350	123	227	400	134																	

【その他・問い合わせ先】

申請時に取得した個人情報、民間団体等奨学金の推薦者選考および本学における学生の修学支援に関する資料の一部として利用し、その他の目的には利用しません。

<問い合わせ先>

大阪大学吹田学生センター 民間奨学金担当

(平日 8 : 30 ~ 17 : 00)

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 1 - 1

e-mail : gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp

※件名は **【民間奨学金について】** として、

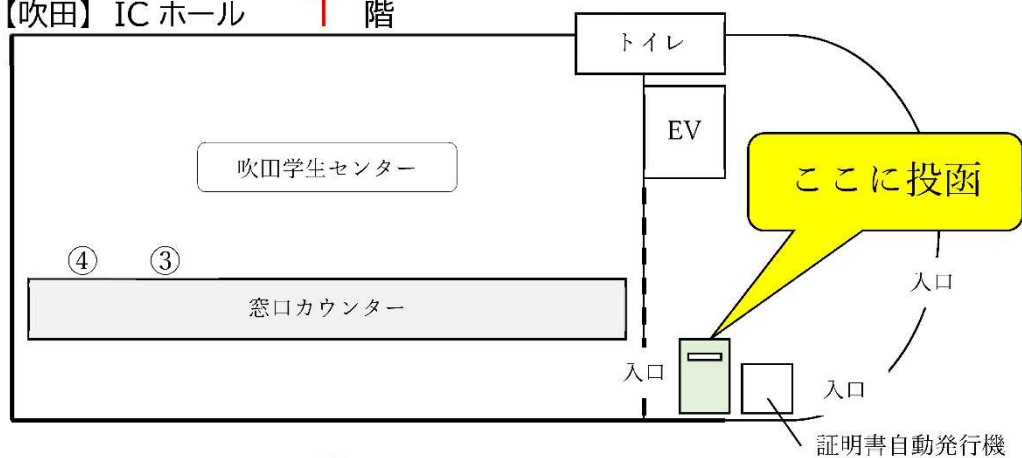
本文に **学部名・学籍番号（在学中の場合）・氏名を必ず記入** してください。

○各キャンパスの申請書類提出場所
次頁を参照ください。

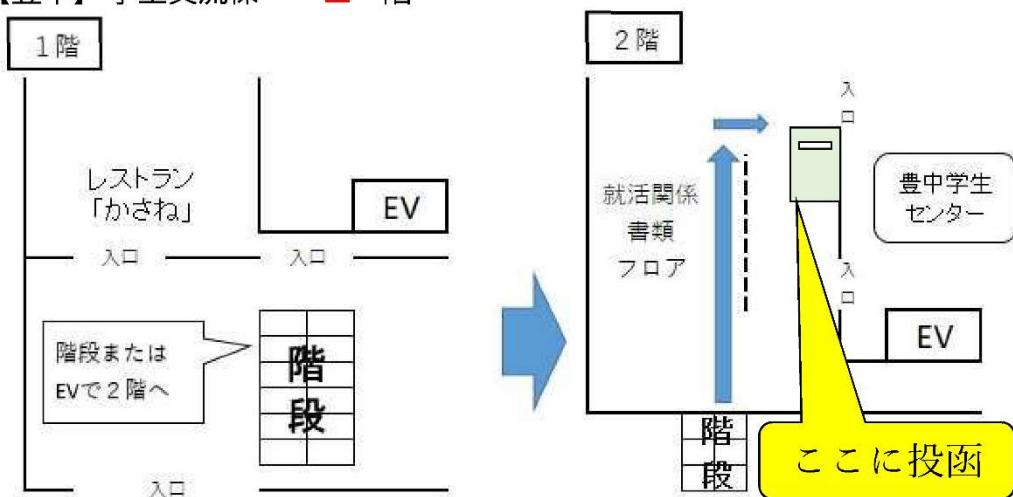
○外国人留学生対象・海外留学の奨学金の問い合わせ先
国際部国際学生交流課もしくは、所属（予定）の学部・研究科の留学生担当窓口にお問い合わせください。

各キャンパスの申請書類提出場所について

【吹田】 IC ホール 1 階



【豊中】 学生交流棟 2 階



【箕面】 外国学研究講義棟 2 階

